



暮らし

住まい

文化・スポーツ

子育て・教育支援

健康・医療

農業

高齢者支援

障がい者支援

新エネルギー

令和6年度

# 町民の皆さまを対象にした 御代田町の補助・サービス一覧



御代田町公式LINEスタンプ  
縄文土器「御代田町のあくびちゃん」



御代田町

## はじめに

御代田町では、住民の皆さまに様々な補助やサービスを提供しています。

それらの補助やサービスについて、御代田町に暮らす皆さま、転入された皆さま、また御代田町に暮らそうと考えている皆さまへ情報の提供を行うとともに住民サービスの向上を図るため、この一覧表を作成しました。

この一覧表の御活用が、御代田町における生活の一助となれば幸いです。

なお、一覧表の内容は概要となります。場合によっては、対象とならないもの、制限が設けられるものもありますので、補助やサービスに関する詳細については、それぞれの担当部署へお問い合わせください。

## 問い合わせ先一覧


課	担当	電話番号	課	担当	電話番号
総務課	庶務係	代表 0267-32-3111	保健福祉課	健康推進係	0267-32-2554
	情報防災係			国保年金係	0267-31-2512
企画財政課	企画係	0267-32-3112		福祉係	0267-32-6522
	地域振興係			介護高齢係	0267-31-2512
	財政係			地域包括支援係	0267-31-2510
税務課	収税係	0267-32-3126		やまゆり共同作業所	0267-32-1118
産業経済課	農政係	0267-32-3113		学校教育係	0267-32-9100
	耕地林務係		生涯学習係	0267-32-2770	
建設水道課	都市計画係	0267-32-3129	図書館係 町立図書館	0267-32-0800	
	上下水道工務係		社会体育係 B&G海洋センター	0267-32-6114	
町民課	環境衛生係	0267-32-3114	やまゆり体育館	0267-32-6665	
	こども係		博物館係 浅間縄文ミュージアム	0267-32-8922	
	住民係			御代田消防署	0267-32-0119
	雪窓保育園	0267-32-4166			
	やまゆり保育園	0267-32-2436			
	東原児童館	0267-32-5769			
	大林児童館	0267-32-0154			

## 目 次

	ページ		ページ		ページ
<b>1. 暮らし</b>		<b>3. 新エネルギー</b>		<b>5. 健康・医療</b>	
1 みよた広報やまゆり発行	1	1 御代田町新エネルギー導入奨励金	9	1 人間ドック補助金	16
2 暮らしのカレンダー発行	1			2 がん検診等	16
3 行政放送（西軽井沢ケーブルテレビ）	1	<b>4. 子育て・教育支援</b>		3 特定健康診査・特定保健指導・ 基本健康診査	16
4 行政放送（FM軽井沢）	1	1 出産育児一時金	10	4 定期予防接種	16
5 防災行政無線	1	2 出産祝金	10	5 成人歯科健診	16
6 みよたメール配信サービス	1	3 記念樹贈呈事業	10	6 ロコモティブシンドローム予防健康教室	17
7 御代田町公式ホームページ	2	4 福祉医療費給付金制度	10	7 健康づくりのつどい・ 健康づくり講演会・健康料理教室等	17
8 各種防災マップ	2	5 児童手当	10	8 健康実践セミナー	17
9 町公式SNS	2	6 親子のふれ愛絵本事業 （ブックスタート事業）	11	9 骨髄バンクドナー支援事業助成金制度	17
10 御代田町傷害共済事業	2	7 読みトモみよたっ子 （セカンドブック事業）	11	10 造血細胞移植後のワクチン再接種費用 助成金制度	18
11 東北信市町村交通災害共済事業	3	8 ほんわかひろば ”パパもママもよっといデー”	11	11 出産応援給付金	18
12 自転車用ヘルメット購入費補助事業	3	9 ひだまりっこ	11	12 妊娠8カ月時のアンケート、面談事業	18
13 税の口座振替促進事業	3	10 にここ広場	11	13 子育て応援給付金	18
14 税の口座振替推奨事業	3	11 保育園	11	14 御代田町不妊治療費および不育治療 費補助事業	19
15 路線バス事業	3	12 保育園延長保育事業	11	15 母子健康手帳・妊婦一般健康診査受診票 妊婦歯科健康診査受診券の発行	19
16 駅北・駅西町営駐車場	4	13 一時保育事業	12	16 産婦健康診査・乳児一般健康診査 受診票（補助券）の発行	19
17 町民農園	4	14 ファミリー・サポート・センター	12	17 未熟児養育医療	19
18 貯木場	4	15 病児・病後児保育	12	18 産後ケア事業	20
19 救命講習会	5	16 子育て支援短期入所事業	12	19 新生児訪問	20
20 葬祭費	5	17 子育て応援ヘルパー派遣事業	12	20 妊産婦・乳幼児健康相談	20
21 生活保護	5	18 子育て応援タクシー利用助成事業	12	21 乳幼児教室	21
22 飼い主のいない猫不妊去勢手術費 補助金交付事業	5	19 児童館	13	22 乳幼児健康診査	21
<b>2. 住まい</b>		20 放課後児童クラブ	13		
1 木造住宅耐震診断事業	6	21 児童扶養手当	13		
2 木造住宅耐震補強補助事業	6	22 学校給食費の無償化	13		
3 町営住宅桜ヶ丘団地	6	23 御代田町要保護及び準要保護児童生徒 援助費支給	14		
4 空家改修等補助事業	7	24 ステップアップ塾	14		
5 住宅断熱性能向上リフォーム補助事業	7	25 夢サポート塾	15		
6 災害危険住宅移転補助事業	7	26 高等学校等就学支援金支給	15		
7 合併処理浄化槽設置整備事業補助金	8				
8 記念樹贈呈事業（新築）	8				
9 空き家等登録促進事業補助金	8				

6. 高齢者支援	ページ	9 心身障がい児（者）タイムケア事業	ページ	9. 農業	ページ
1 見守り事業（配食サービスに伴うもの）	22	10 日中一時支援事業	26	1 有孔ポリ管原材料支給	32
2 認知症高齢者等見守り事業	22	11 移動支援事業	26	2 農家経営支援特別資金融資利子補給	32
3 緊急通報サービス	22	12 日常生活用具給付事業	27	3 耕作放棄地解消補助金	32
4 タクシー利用助成事業	22	13 日常生活用具（ストマ用品）給付事業	27	4 そば種子の無料頒布事業	32
5 生活管理指導短期宿泊事業 （ショートステイ）	22	14 補装具費給付事業	27	5 そば刈取り事業	32
6 要援護高齢者住宅改良事業	23	15 障がい福祉サービス	27	6 そば生産者補助事業	32
7 日常生活用具給付事業	23	16 障害児福祉手当	27	7 農地利用促進事業補助金	33
8 車椅子の貸出	23	17 特別障害者手当	27	8 新規就農者育成総合対策事業 （経営開始資金）	33
9 要介護高齢者等紙おむつ等 購入費助成事業	23	18 特別児童扶養手当	28	9 担い手確保・経営強化支援事業	33
10 高齢者祝賀事業	23	19 重度心身障がい者家族介護慰労金	28	10 有害鳥獣防除用施設設置事業費補助金	33
11 家庭介護者慰労金給付事業	23	20 障がい者等通院費等補助金交付事業	28	11 御代田町狩猟免許取得補助金	33
12 家庭介護者リフレッシュ事業	23	21 身体障がい者用自動車改造費助成事業	28		
13 人間ドック補助事業	24	22 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等 助成事業	28		
14 障害者控除対象者認定	24	23 要援護高齢者等住宅改良事業	29		
15 高齢者生活応援券事業	24	24 コミュニケーション支援事業	29		
16 高齢者運転免許証自主返納促進事業	24	25 要介護高齢者等紙おむつ等購入費 助成事業	29		
		26 精神保健事業	29		
7. 障がい者支援					
1 福祉医療費給付金制度	25	8. 文化・スポーツ			
2 自立支援医療（更生医療）	25	1 エコールみよた貸館事業	30		
自立支援医療（育成医療）	25	2 図書館事業（図書の出し等）	30		
3 自立支援医療（精神通院医療）	25	3 体育施設貸出事業	30		
4 障がい者福祉タクシー利用助成事業	25	4 浅間縄文ミュージアム	31		
5 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	25	5 語りあいのまちづくり講座	31		
6 信州パーキング・パーミット制度	26	6 公民館事業	31		
7 有料道路通行料金割引制度	26				
8 NHK放送受信料減免制度	26				

# 1. 暮らし

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
1	みよた広報やまゆり発行	全ての方	御代田町の情報を掲載したみよた広報やまゆりを発行しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月25日に発行します。</li> <li>区（自治会）を通じて配布します。その他、スーパーやエコーンみよたなどにも置いています。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">総務課 情報防災係 32-3111</p>
2	暮らしのカレンダー発行	全ての方	御代田町が実施する年間行事やごみ収集カレンダー、分別ポスター、避難所一覧などを1冊に取りまとめた暮らしの便利帳を毎年3月10日に発行しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>区（自治会）を通じて配布します。</li> </ul>	
3	行政放送 (西軽井沢ケーブルテレビ)	西軽井沢ケーブルテレビ加入者	みよた広報やまゆりの掲載記事をもとに、西軽井沢ケーブルテレビにより町の行事等をお知らせしています。災害時など有事の際にも情報等放送します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>火曜日～日曜日：午後7時5分ごろ</li> </ul>	
4	行政放送 (FM軽井沢)	全ての方	みよた広報やまゆりの掲載記事をもとに、行事等をお知らせします。災害時など有事の際にも放送します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>FM軽井沢 周波数：77.5MHz（表示時刻は目安）</li> <li>月曜日～金曜日：午前8時20分、午後12時45分、午後5時45分</li> <li>土曜日：午前10時10分</li> <li>日曜日：午前9時40分</li> </ul>	
5	防災行政無線	全ての方	災害時や緊急時における屋外放送施設（屋外拡声子局）から情報提供を行います。なお、全町へ放送した内容は下記の電話番号へ電話すると音声で確認することができます。  防災行政無線確認電話番号：0120-131-994 （フリーダイヤル 防災 聴くよ） ※0267-32-1180も引き続き利用できます。	
6	みよたメール配信サービス	登録された方	予めサービスに登録いただいた方へ、防災行政無線で放送した内容や町からの情報をメール配信（PC、携帯電話）します。なお、メール配信を希望する情報のジャンルを予め選択することができます。  <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">← みよたメール配信サービス 2次元コード</p>	

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
7	御代田町公式ホームページ	全ての方	<p>公式ホームページにより、情報提供を行っています。</p>  <p>← 町公式ホームページ 2次元コード</p>	<p>総務課 情報防災係 32-3111</p>
8	各種防災マップ	全ての方	<p>御代田町の土砂災害警戒区域等や噴火の影響を示した防災マップを発行しています。</p>   <p>土砂災害警戒区域      噴火</p>	
9	町公式SNS	全ての方	<p>御代田町では、SNSアプリ（LINE、Facebook、X（旧Twitter）、Instagram）による公式ページを開設しています。</p>     <p>LINE      Facebook      X (旧Twitter)      Instagram</p>	
10	御代田町傷害共済事業	御代田町内に居住している、または御代田町に本籍を有する方	<p>町や区（自治会）、スポーツ協会等が主催するスポーツ活動若しくは社会奉仕活動において、住民がその活動中の事故等によって負った傷害に対して、共済見舞金を支給する制度です。</p> <p>・対象行事は、御代田町、御代田町教育委員会、公民館、スポーツ協会、保健補導員会、シニアクラブ連合会主催の体育及びスポーツ行事。区主催の体育及びスポーツ行事、社会奉仕活動、地域行事が対象事業となります。</p>	<p>総務課 庶務係 32-3111</p>

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
11	東北信市町村交通災害共済事業	御代田町に住民登録のある方	<p>加入者の道路交通法に規定する車両及び路面電車、鉄道事業法及び軌道法の適用を受ける車両の運行中における事故による死傷に対して、共済見舞金または後遺障害見舞金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間は、毎年4月1日（4月1日以降に会費納入の場合は納入日の翌日）から翌年3月31日までです。</li> <li>・会費は15歳以上が1人400円、15歳未満が町負担となります。（中途加入の場合掛金の減額あり）</li> <li>・治療実日数2日以上からが見舞金の支給対象となり、治療実日数に応じて見舞金の額が定められています。（死亡の場合最高200万円。ただし令和3年3月31日までに発生した事故については160万円。）請求期限は事故日から起算して2年以内です。</li> </ul>	<p>総務課 庶務係 32-3111</p>
12	自転車用ヘルメット購入費補助事業	町内に住所を有し、かつ、現に居住している方 町税等に滞納のない方	<p>自転車用ヘルメットの購入費の2分の1を補助します。補助の上限額は4,000円です。</p>	
13	税の口座振替促進事業	税金に関し、口座振替を新規に申し込みされた方	<p>町県民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）、固定資産税、国民健康保険税の初回引き落としができた方全員にクオカード500円分を贈呈します。</p> <p>※複数税目を申し込まれても1納税義務者として取り扱います。 ※既にいずれかの税目を口座振替している場合は、対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月1日から9月30日までに初回引落できた方 10月末発送</li> <li>・10月1日から翌年3月31日までに初回引落できた方 4月末発送</li> </ul>	<p>税務課 収税係 32-3126</p>
14	税の口座振替推奨事業	既に、自身に該当する町県民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）、固定資産税、国民健康保険税を口座振替により納付されている方	<p>各税目において、前年度の納期全てで納期に口座引落できた方へ、各税目ごと抽選で10名にクオカード2,000円分を贈呈します。</p> <p>※過去に当選された方は、対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月末発送</li> </ul>	
15	路線バス事業	全ての方	<p>千曲バス佐久御代田線 （浅間病院行き 1本、御代田駅行き 1本） （運休：土、日、祝日、お盆、年末年始）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・御代田駅—小田井—岩村田駅—浅間病院</li> <li>・運賃：一律200円（こども100円）</li> </ul>	<p>企画財政課 企画係 32-3112</p>

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
16	駅北・駅西町営駐車場	全ての方	<p>郵便局の隣(駅北)と駅前交番の向かい(駅西)の御代田駅近隣2ヶ所の町営駐車場を利用できます。</p> <p>○駅北駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間までの駐車は無料、1日の使用料は最大500円です。</li> <li>・1カ月3,000円の月極駐車も利用できます。</li> </ul> <p>○駅西駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間36,000円で年度単位の駐車契約です(空きがあれば年度途中での契約も可能)。</li> <li>・途中で利用を停止される場合は月割で使用料を払い戻します。</li> </ul>	<p>企画財政課 財政係 32-3112</p>
17	町民農園	農地を所有又は耕作していない方	<p>野菜や花等を栽培して自然にふれ合い、農業に対する理解を深めていただくこと等を目的に農業者以外の方に小区画農地をお貸しします。</p> <p>貸付期間：4月～12月上旬 貸付区画面積：約50m<sup>2</sup> 貸付料：年額4,000円</p>	<p>産業経済課 農政係 32-3113</p>
18	貯木場	全ての方	<p>町内で伐採された木材を有効利用するために設置された施設で、次の2箇所があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1貯木場 御代田町大字塩野字東二ツ石477番2</li> <li>・第2貯木場 御代田町大字塩野字下ノ平2884番2</li> </ul> <p>以下のルールを守って正しくお使いください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入する丸太は、枝を落とし、2m以内に切断し、所定の場所に整然と搬入</li> <li>・搬入する丸太の直径は、5cm以上</li> <li>・建築廃材、根、枝葉は、絶対に搬入しない。</li> <li>・薪ストーブ等で利用する方は、御自由にお持ちください。</li> <li>・近隣環境へ配慮するため、貯木場内での木材の切断作業は、一切禁止とします。</li> </ul>	<p>産業経済課 耕地林務係 32-3113</p>



	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
19	救命講習会	全ての方	<p>・御代田消防署では、救命・応急手当（心肺蘇生法・AED取り扱い等）の講習会をご希望に応じて開催いたします。受講料は無料。</p> <p>※詳しくは、お問い合わせください。</p> <p>・佐久広域連合消防本部では、定期的に消防本部又は各消防署で、各種救命講習を開催しております。</p> <p>※詳しくは佐久広域連合消防本部ホームページ内、救命講習のご案内よりご確認ください。</p>	御代田消防署 32-0119
20	葬祭費	①国民健康保険加入者 ②後期高齢者医療保険加入者	<p>①国民健康保険加入者が亡くなった場合、喪主の方に対して50,000円を支給します。</p> <p>②後期高齢者医療保険加入者が亡くなった場合、喪主の方に対して50,000円を支給します。</p>	保健福祉課 ①国保年金係 ②介護高齢係 31-2512
21	生活保護	生活に困窮している方	生活保護に関する相談窓口	保健福祉課 福祉係 32-6522
22	飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付事業	診療施設で、町内に生息する「飼い主のいない猫」に不妊去勢手術を受けさせた、町内に居住する個人又は町内で活動する団体	<p>町内に生息する「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術に要する経費の2分の1を補助します。ただし、下記の額を上限とします。</p> <p>●不妊手術 上限10,000円/回</p> <p>●去勢手術 上限5,000円/回</p> <p>※補助金の申請の受付は、手術の完了した日の属する年度の3月31日までとします。</p>	町民課 環境衛生係 32-3114

## 2. 住まい

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
1	木造住宅耐震診断事業	次に掲げる項目全てを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅</li> <li>・一戸建て住宅（店舗などの共用住宅を含む）</li> <li>・木造在来工法の住宅</li> </ul>	町が診断士を派遣し木造住宅耐震診断を実施します。 (診断料無料)	建設水道課 都市計画係 32-3129
2	木造住宅耐震補強補助事業	木造住宅耐震診断事業により耐震診断を実施した結果、総合評点が1.0未満の住宅で、0.7以上かつ実施前の総合評点を上回る工事を実施するかた	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 耐震補強工事に関する経費の5分の4以内（限度額100万円）を補助します。</li> <li>2 既存木造住宅の全てを除却する工事に関する経費の2分の1以内（上限83.8万円）を補助します。</li> <li>3 耐震補強工事に付随する室内等の統一的な美観維持のための工事に関する経費の2分の1（限度額30万円）を補助します。</li> </ol> ※1、3の事業の併用が可能です。 ※いずれも、当該年度の2月末日までに工事を完了してください。 ※詳しくは、お問い合わせください。	
3	町営住宅桜ヶ丘団地	次に掲げる項目全てを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・御代田町内に居住し、又は勤務先を有すること。（3カ月以上）</li> <li>・現に同居している、または3カ月以内に同居しようとする親族等（婚約者を含む）がいること。</li> <li>・現に住宅に困っていることが明らかであること。</li> <li>・御代田町営住宅管理条例第5条第1項第2号に規定する収入以下であること。</li> <li>・町税等滞納がないこと。</li> </ul>	3LDKY及び2LDKYの待機者の募集です。  建築年度 平成5年～平成14年 戸数 3階建7棟102戸（2LDKY 12戸、3LDKY 90戸） 家賃額 21,300円～36,900円 駐車場 2,000円/台/月 1世帯1台のみ、2台目からは民間を紹介します。 共益費 1,000円/月 管理運営費として団地で徴収します。 申込に必要な書類 町営住宅入居申込書、住民票謄本、所得税・課税・扶養証明書、納税証明書 給与証明書、退職証明書又は離職証明書 婚約誓約書、その他事実を証明するもの 入居にあたっては、連帯保証人を1名決めていただきます。  ※詳しくは、お問い合わせください。	

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
4	空家改修等補助事業	<p>空き家を所有する個人または対象となる空家を購入するか賃借しようとする個人</p> <p>右欄1に限り、御代田町に住民登録し、自らが5年以上空家に居住しようとする方</p> <p>同一世帯全員が、町税等の滞納のない方</p>	<p>1 空家を居住の用に供するための改修工事（水廻り、内装、外壁等）に要する費用の2分の1（上限50万円）を補助します。</p> <p>2 空家の家財の処分、撤去、樹木伐採等に要する費用の2分の1（上限20万円）を補助します。</p> <p>3 空家の解体に要する費用の2分の1（上限50万円）を補助します。</p> <p>※いずれも、当該年度の2月末日までに工事を完了してください。</p> <p>※2及び3は、整備後、町空き家バンクへの申込みを条件とします。</p> <p>※詳しくは、お問い合わせください。</p>	
5	住宅断熱性能向上リフォーム補助事業	<p>御代田町に住所を有し、自己の居住する住宅の断熱性能を向上させるための工事を町内事業者が発注する方</p> <p>同一世帯全員が、町税等の滞納のない方</p>	<p>1 町内に本社若しくは営業所等を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主に発注する工事</p> <p>2 住宅の全部または一部の居室で実施する次の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単板ガラスを複層ガラスに替える。</li> <li>・二重サッシに替える。</li> <li>・屋根、小屋裏、壁、床等に断熱材を設置する工事</li> </ul> <p>3 費用の2分の1（上限50万円）を補助します。</p> <p>※いずれも、当該年度の2月末日までに工事を完了してください。</p> <p>※木造住宅耐震改修事業、空家改修等補助事業との併用も可能です。</p> <p>※詳しくは、お問い合わせください。</p>	
6	災害危険住宅移転補助事業	<p>長野県が指定した土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある住宅を有する者</p>	<p>土砂災害特別警戒区域内の住宅の除却・移転等費用に補助します。</p> <p>■危険住宅除却事業 補助対象経費：除却費、動産移転費、跡地整備費等 補助限度額：80万2千円</p> <p>■危険住宅に代わる住宅建設事業 補助対象経費：町内への建設・購入、土地取得に対する借入れ利子 補助限度額：住宅の建設・購入319万円 土地取得96万円</p>	<p>建設水道課 都市計画係 32-3129</p>

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
7	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用住宅</li> <li>・併用住宅（居住に用いる部分が2分の1以上を占め、業務部分と居住部分が直接結合していること）</li> </ul>	<p>町民が浄化槽設置区域内へ住居建設をする際に設置する合併処理浄化槽に対して、次の額を補助金として交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5人槽332,000円</li> <li>・6～7人槽414,000円</li> <li>・8人槽以上548,000円</li> </ul>	建設水道課 上下水道工務係 32-3129
8	記念樹贈呈事業（新築）	住宅を新築した方	家屋評価訪問時に「記念樹贈呈」ハガキをお渡しします。記入し、提出された方に記念樹を贈呈します。	産業経済課 耕地林務係 32-3113
9	空き家等登録促進事業補助金	町内に所在する空き家等を所有している者	空き家バンク登録物件の売買成立時に、空き家等所有者に不動産仲介手数料の2分の1以内の額で1件につき最大5万円を補助。	企画財政課 地域振興係 32-3112

### 3. 新エネルギー

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先						
1	御代田町新エネルギー導入 奨励金	<p>○町内に居住し、町税の滞納がない方で、町内の住宅等に新エネルギー設備を導入した方。</p> <p>○対象となる新エネルギー設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型風力発電設備</li> <li>・小水力発電設備</li> <li>・天然ガス自動車</li> <li>・水素自動車</li> <li>・電気自動車</li> <li>・メタノール自動車</li> <li>・天然ガスコージェネレーション設備</li> </ul>	<p>町民自らが導入する新エネルギーの設備に要する経費に対して、奨励金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨励金の上限は10万円です。</li> <li>・御代田町に住民登録をした個人を対象とします。</li> <li>・対象設備は未使用のものに限り、購入額が20万円以上で、設置を完了した日の属する年度の3月31日までに購入代金を完納したのものに対して交付します。</li> <li>・対象設備は区分別に1世帯1件までを対象とし、設置にあたって、町から他の補助金を受けている場合は対象外です。</li> <li>・発電設備、天然ガスコージェネレーション設備については、発生したエネルギーを住宅に供するものとします。ただし、余剰したエネルギーについては、この限りではありません。</li> </ul> <p>①天然ガスコージェネレーション設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住又は居住する予定の町内の住宅に設置した設備とします。</li> </ul> <p>②天然ガス自動車、水素自動車、電気自動車、メタノール自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が自家用車として使用且つ町内に駐車場を保有するか駐車場を借用しているものとします。</li> <li>・リース車両は補助対象外です。</li> </ul> <p>③小型風力発電設備、小水力発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所は町内であって当該個人が使用許諾権を得ている場所に設置した設備とします。</li> </ul> <p>奨励金額は対象設備の購入額を基に以下のとおり計算します。 (計算された奨励金額の千円未満は切り捨て)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>20万円以上100万円未満</td> <td>購入額×0.05</td> </tr> <tr> <td>100万円以上200万円未満</td> <td>購入額×0.04+1万円</td> </tr> <tr> <td>200万円以上</td> <td>購入額×0.03+3万円</td> </tr> </table>	20万円以上100万円未満	購入額×0.05	100万円以上200万円未満	購入額×0.04+1万円	200万円以上	購入額×0.03+3万円	<p style="text-align: center;">町民課 環境衛生係 32-3114</p>
20万円以上100万円未満	購入額×0.05									
100万円以上200万円未満	購入額×0.04+1万円									
200万円以上	購入額×0.03+3万円									

#### 4. 子育て・教育支援

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
1	出産育児一時金	子どもが生まれた国民健康保険加入者	国民健康保険に加入している方の出産一児につき50万円を支給します。	保健福祉課 国保年金係 31-2512
2	出産祝金	町内に住民登録がある出生児を養育している保護者	出産を祝福して、祝金1人10,000円を支給します。	町民課 こども係 32-3114
3	記念樹贈呈事業	子どもが生まれた方	出生届時に「記念樹贈呈」ハガキをお渡しします。記入し、提出された方に記念樹を贈呈します。	産業経済課 耕地林務係 32-3113
4	福祉医療費給付金制度	18歳年度末（高校卒業）までの子どもひとり親家庭	対象者に対し、医療費を助成する制度です。 ・窓口で自己負担した保険適用分の金額から1レセプトごとに500円を除いた額を助成します。 ・ひとり親家庭の方は所得制限があります。	保健福祉課 福祉係 32-6522
5	児童手当	中学校3年生までの子どもを養育している方	<p>〈改正前（令和6年9月分まで）〉 子ども1人に対し、3歳未満15,000円、小学校修了までの第1・2子が10,000円、小学校修了までの第3子以降が15,000円、中学生10,000円、所得制限限度額以上所得上限限度額未満の世帯は、5,000円を支給します。支給を受けるには、申請が必要です。（所得上限限度額以上の世帯は支給対象外です。）</p> <p>〈改正後（令和6年10月分より）〉 子ども1人に対し、3歳未満の第1・2子に15,000円、3歳～高校生年代までの第1・2子に10,000円、第3子以降は一律30,000円を支給します。支給を受けるには、申請が必要です。（所得制限が撤廃されます。）</p>	町民課 こども係 32-3114

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
6	親子のふれ愛絵本事業（ブックスタート事業）	10カ月児健診の対象児	保健福祉課で実施している10カ月児健診の際に、図書館係が選書した赤ちゃんが初めて出会う絵本にふさわしい十数冊の中から1冊を選んでもらいコットンバッグ等と一緒にプレゼントします。	御代田町立図書館 32-0800
7	読みトモみよたっ子（セカンドブック事業）	町内に在住する新1年生	町内の新1年生に読書習慣を身に付けてもらうため、図書館係が選書した低学年時に一度は読んでもらいたい数十冊を学級文庫としてプレゼントします（教室で町長から渡します）。	
8	ほんわかひろば ”パパもママもよっといデー”	子育て中の方、これからお父さんお母さんになるかもしれない方	普段落ち着いて本が選べない子育て真っ最中の方、お子さんとゆっくり絵本を楽しみたい方、お母さん方と育児の情報交換をしたい方のために、偶数月の最終木曜日の館内整理日（休館日）に10:30~12:00まで開放し、おはなし会、おしゃべりタイム、本の貸出をしています。	御代田町立図書館 32-0800
9	ひだまりっこ	町内に住民登録を有する保護者が同伴する未就園児	就園前の親子が集い相互の交流を図るとともに、親子体操や絵本の読み聞かせ等を実施することで育児に関する情報交換の場となっています。	東原児童館 32-5769 大林児童館 32-0154
10	にこにこ広場	未就園児	保育園で半日過ごし、保育園の様子を知っていただきます。また、在園児と交流します。	やまゆり保育園 32-2436 雪窓保育園 32-4166
11	保育園	0歳児から5歳児	保護者が仕事・疾病等で家庭で保育できないお子さんを保育します。次年度の申請は毎年10月頃に受付し、空き状況により随時の受付もしています。保育料は国の基準をもとに町が決定します。離乳が完了したお子さんから入園することができます。	町民課 こども係 32-3114
12	保育園延長保育事業	保護者の仕事等の都合で通常の保育時間を延長して保育が必要な児童	通常保育時間以外で朝と夕方保育園でお預かりします。利用料は、30分ごとに70円です。	やまゆり保育園 32-2436 雪窓保育園 32-4166

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
13	一時保育事業	町内に居住し、保育の実施の対象とならず、集団保育が困難でない児童で、概ね離乳が完了している児童	保護者が、病気・仕事・介護・冠婚葬祭等緊急に保育が必要になった場合、一時的にお子さんをお預かりします。 1日の定員は5人で、事前に申込が必要になります。保育料は、1時間につき3歳以上児は200円、3歳未満児は360円です。	雪窓保育園 32-4166 町民課こども係 32-3114
14	ファミリー・サポート・センター	概ね12歳までの児童	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）に対し、援助会員を紹介する等、地域において相互に助け合う有償ボランティア組織です。 費用は、1時間500円（早朝・夜間の加算有）、利用するためには登録が必要です。	社会福祉協議会福祉係 32-1100 町民課 こども係 32-3114
15	病児・病後児保育	町内に居住する1歳から小学校就学前の児童で、病気の治療中又は回復期のため集団保育が受けられない児童	病気の治療中又は回復期にあり、集団保育が適当でなく、保護者のやむを得ない事情により家庭で保育できない児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフがお預かりするサービスです。 病児保育実施機関：浅間総合病院 病後児保育実施機関：岸野保育園 未満時利用料：半日1,000円、3歳以上児利用料：半日450円	町民課 こども係 32-3114
16	子育て支援短期入所事業	町内に居住する18歳未満の児童で、保護者が疾病等、妊娠中又は出産後間もない等の事由により一時的に養育が困難な世帯	保護者の疾病等の理由により、家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童福祉施設に入所することができます。	町民課 こども係 32-3114
17	子育て応援ヘルパー派遣事業	1歳未満の乳児を養育する者	家事、育児の援助を必要とする保護者に子育て応援ヘルパーを派遣します。費用は、1時間500円です。	
18	子育て応援タクシー利用助成事業	妊婦及び乳児（1歳未満）を育てる保護者	妊婦及び乳児（1歳未満）を育てる保護者が外出する際の交通費の一部を申請により、助成します。 ・交付限度額 母子健康手帳1冊につき上限7,000円。多胎児の場合は、母子健康手帳1冊につき上限5,000円。	保健福祉課 健康推進係 32-2554



	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
19	児童館	町内に住民登録がある若しくは、町内の幼稚園、保育園、小中学校に通っている18歳未満の児童	遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、こどもを心身ともに健やかに育成することを目的として運営しています。	東原児童館 32-5769 大林児童館 32-0154
20	放課後児童クラブ	町内の小学校に在学又は町内に在住する児童	仕事等で、日中保護者が家庭に居ない児童を指導・保護します。 利用料は、全学年年間2,000円、土曜日は1回500円です。	
21	児童扶養手当	18歳年度末までのこどもがいるひとり親家庭	<p>父母の離婚などにより、父または母と生計を別にしていてる児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全額支給の場合、月44,140円が支給されます。（所得により一部支給、全部停止の可能性もあります。第二子以降の加算があります。</li> <li>• 奇数月の11日（休みの場合は前営業日）に前月までの2カ月分が支払われます。</li> <li>• 資格喪失要件等があります。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係 32-6522
22	学校給食費の無償化	町立小学校及び中学校に在籍し、御代田町に住所を有している児童生徒	子育て世代の経済的な負担を緩和することを目的に、学校給食費の無償化を実施しています。 ※区域外就学により御代田町外から通学している児童生徒は対象になりません。	教育委員会 学校給食係 41-0237

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
23	要保護及び準要保護 児童生徒援助費支給	<p>1. 生活保護を受けている方</p> <p>2. 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困難であり、下記の理由のいずれかに該当される方。</p> <p>ア 生活保護が停止、又は廃止となった。</p> <p>イ 町民税が課税されていない。（非課税世帯）</p> <p>ウ 町民税・事業税・固定資産税のいずれかの減免を受けている。</p> <p>エ 国民年金掛金の減免、国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている。</p> <p>オ 児童扶養手当の支給を受けている。</p> <p>カ 生活福祉資金貸付を受けている。</p> <p>キ 保護者の職業が不安定で、生活が困難である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的理由等により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。</li> <li>・ 就学援助を希望される方は、学校（学級担任又は学校事務担当者）から申請書類を受け取り、必要事項を記入のうえ、児童生徒が通学している学校へ提出してください。</li> <li>・ 民生児童委員及び学校長の意見を基に教育委員会において審議し、認定結果については申請者・関係者へ通知します。</li> </ul> <p>なお、申請しても認定とならない場合もあります。</p>	<p>教育委員会 学校教育係 32-9100</p>
24	ステップアップ塾	<p>小学校4・5・6年生、 中学校1・2年生</p>	<p>児童・生徒の学習習慣の定着や基礎学力の向上を目指し、水曜日（6～3月）の放課後に実施します。</p>	

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
25	夢サポート塾	中学校3年生	個々の習熟度に合わせた少人数制による指導を行い、学力のさらなる向上を目指すため、土曜日（7～3月）に実施します。	教育委員会 学校教育係 32-9100
26	高等学校等就学支援金支給	町内に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている方で、高等学校等に就学している生徒の保護者。 ただし、構成する世帯全員が町税等を滞納していないこと。	御代田町には高校がなく、町外の高校に通わざるを得ません。そのため、少しでも保護者の皆さんの経済的な負担を軽減させるとともに、次代の社会を担う生徒の健全育成に資することを目的とした事業です。 【支給額】生徒1人当たり、月額1,000円で、年間12,000円を支給します。 【支給対象期間】高等学校等に在学中の3年間を上限とします。	

## 5. 健康・医療

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
1	人間ドック補助金	35歳～74歳までの 国民健康保険加入者	人間ドックを受診された国民健康保険加入者に対し、1年度につき1回補助を行います。（申請は、受診日の翌月の末日まで。ただし3月受診の場合は、3月末日まで） 日帰りドック15,000円 1泊2日ドック25,000円を限度とし、費用の2分の1以内を補助します。	保健福祉課 国保年金係 31-2512
2	がん検診等 ①胃がん検診 ②結核・肺がん検診 ③乳がん検診（マンモグラフィ）（集団・個別） ④子宮頸がん検診（集団・個別） ⑤大腸がん検診	①40歳以上 ②40歳以上 ③40歳以上（偶数年齢） ④20歳以上（偶数年齢） ⑤40歳以上	がん予防と早期発見のために行う検診です。中でも、子宮頸がん検診、乳がん検診は、特定年齢の対象者に無料クーポン券を送付しています。	保健福祉課 健康推進係 32-2554
3	①特定健康診査（集団・個別） ②特定保健指導 ③基本健康診査（集団・個別）	①②40歳～74歳までの国民健康保険加入者 ③30歳～39歳及び75歳以上住民	生活習慣病予防及び重症化予防を目的とした健診です。特定保健指導では、健診結果からメタボリックシンドローム等のリスクが高い方を対象として、生活習慣改善に向けて、保健師・管理栄養士が支援します。	
4	○定期予防接種 不活化ポリオ、BCG、MR（麻疹・風しん混合ワクチン）、四種混合（不活化ポリオ・百日せき・ジフテリア・破傷風混合ワクチン）、二種混合（ジフテリア・破傷風混合ワクチン）、日本脳炎、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘、B型肝炎ウイルス、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌ワクチン	予防接種対象児（者）	伝染のおそれのある疾患の発生及び蔓延を予防する予防接種を実施しています。	
5	成人歯科健診	20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳	口腔衛生予防として節目年齢の方に成人歯科健診無料受診券を発行します。該当年度に1回無料歯科健診を受けることができます。	

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
6	ロコモティブシンドローム予防健康教室	全ての方	ロコモティブシンドローム予防のため、運動を中心とした教室を各地区で開催しています。内容は講演会、家庭でできるストレッチ体操、膝関節痛・腰痛予防体操、健康ポールを使った正しいウォーキング等です。保健師・理学療法士・管理栄養士等が指導します。	保健福祉課 健康推進係 32-2554
7	健康づくりのつどい・健康づくり講演会・健康料理教室等	全ての方	住民の皆様に、健康に関する知識を深めていただき、食生活の改善や運動習慣の確立により健康寿命を延ばし、いきいきと生活していただけるよう、健康づくりのつどい・健康づくり講演会・健康料理教室等を開催しています。	
8	健康実践セミナー	40歳～60歳位の住民	日頃から運動する機会の少ない住民の方、特定健診等の結果から生活習慣の改善（運動習慣）が必要な方を対象としてセミナーを開催し、ストレッチ・エアロビクスなどを行うことで日常生活の中に運動を取り入れるきっかけづくりを行い、運動習慣の確立を目指します。スタッフは保健師・理学療法士・健康運動指導士等で、高血圧症や膝関節症等のリスク管理も行います。	
9	骨髄バンクドナー支援事業助成金制度	ドナー及びドナーが勤務する事業所	<p>（公益）財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄などを提供した人及びその人が勤務する事業所の経済的負担の軽減するための助成金を交付します。</p> <p>ドナー：次の全てに当てはまる人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●骨髄などの提供時に町に住民票があること</li> <li>●骨髄などの提供について、この助成金と同様の趣旨の補助金・助成金を他から受けていないこと</li> </ul> <p>ドナーが勤務する事業所：次の全てに当てはまる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ドナーが勤務する国内の事業所（ドナーが事業主である個人事業主、国、地方公共団体及び独立行政法人を除く）</li> <li>●ドナーの骨髄等の提供について、この補助金と同様の趣旨の助成金・助成金を他から受けていないこと</li> </ul> <p>助成の対象と金額</p> <p>ドナー：骨髄などの提供のための通院、入院または面談に要した日数（10日間まで）1日につき2万円</p> <p>ドナーが勤務する事業所：骨髄等の提供のための通院、入院又は面談に要した日数のうち週休日以外の日（10日間まで）1日につき1万円</p>	

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
10	造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成金制度	20歳未満で、造血細胞移植（自家移植を除く）により移植前に接種した定期予防接種ワクチンの免疫が消失し、再接種が必要と医師が認め、再接種を受ける日に、町に住所がある方	造血細胞移植により移植前に接種した定期予防接種ワクチンの免疫が消失し、再接種が必要と医師が認めた20歳未満の方を対象に助成金を交付しています。 対象予防接種 次の全てに当てはまる予防接種 ① 予防接種法に定める定期予防接種の再接種 ② 再接種が必要と医師が認める予防接種 ③ 平成31年4月1日以降に受けた再接種	保健福祉課 健康推進係 32-2554
11	出産応援給付金	町に住所があり、医師・助産師の診断を受け妊娠のわかった方(妊娠届出者)	妊娠届出時に、アンケート、面談等を行い、ご相談を受けながら、出産までの見通しを立てるための情報共有を行い、後日、「出産応援給付金（1回の妊娠当たり5万円）」を現金振込で給付します。	
12	妊娠8カ月時のアンケート、面談事業	町に妊娠届のあったすべての皆さん	現在の体調等を伺うため、アンケートを送付して、希望する方や必要な方と面談を行います。ご自宅にアンケートを郵送いたしますので、アンケートへの回答にご協力をお願いいたします。 ※ スマホからも回答できます。	
13	子育て応援給付金	住民票登録されている、出生児の保護者（2名いる場合はいずれか1人）	保健師、助産師が新生児訪問等で、出産後の面談・アンケート、育児や産婦の健康について相談等の面談を行い、後日「子育て応援給付金（お子さんの出生1人当たり5万円）」を現金振込で給付します。	

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
14	御代田町不妊治療費および不育治療費補助事業	夫婦(事実婚を含む)の両方が御代田町内に住所がある方で、次のいずれにも該当する方 1. 不妊治療または不育症の治療(検査を含む)が必要と医師に診断されていること。 2. 申請日の1年以上前から住民票に記載され、または外国人登録原票に登録されている方 3. 町税等の滞納がない夫婦 4. 医療保険の加入者又は被扶養者	対象項目 1.不妊検査、人工授精、生殖補助医療 2.男性不妊治療 3.不育症検査、不育症治療 *一組の夫婦に対し、令和4年4月1日以降の検査・治療の内、保険診療適用外の自己負担額(入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等は除く)の1/2、30万円を限度に補助します。(県からの補助や保険者からの給付があった場合は、自己負担額からその額を除いた額に補助します)  補助回数 1年度を対象に1回、通算5年度補助します。 (申請は翌年1年度以内)	保健福祉課 健康推進係 32-2554
15	母子健康手帳・妊婦一般健康診査受診票(補助券)、妊婦歯科健康診査受診券の発行	妊娠された方	母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票(補助券)、妊婦歯科健康診査受診券を発行します。発行された受診券(補助券)の種類及び枚数分に対する補助が受けられます。	
16	産婦健康診査・乳児一般健康診査受診票(補助券)の発行	産婦・乳児	産婦健康診査・乳児一般健康診査受診票(補助券)を発行します。発行された受診券(補助券)の種類及び枚数分に対する補助が受けられます。	
17	未熟児養育医療	出生時の体重が2,000g以下、又は体の発達が未熟のまま生まれたため、指定医療機関に入院して治療を行う必要のある乳児(1歳未満)	申請により、対象の乳児(1歳未満)の治療費の一部を町が負担します。 ・自己負担額:世帯の住民税に応じてご負担いただきます。他、おむつ代など医療保険対象外の費用は実費負担となります。	

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
18	産後ケア事業	出産後1年未満の母及び乳児	<p>保健指導や育児指導の必要な母及び乳児が、母体の管理や育児指導等の保健指導を、申請により受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用期間・回数： <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊型：7日以内。 ただし、必要な場合最大14日まで延長できます。</li> <li>デイサービス型：1日1回、7回以内。 ただし、必要な場合最大14回まで延長できます。</li> <li>訪問型：1日1回、7回以内。（延長はありません）</li> </ul> </li> <li>・利用者負担割合：1割。（課税状況に応じて負担軽減あり）</li> </ul> <p>交通費、食費、乳児のミルク代、おむつ代等は実費負担となります。</p>	保健福祉課 健康推進係 32-2554
19	新生児訪問	新生児期の子どもと母親	<p>生後1カ月の時期に保健師が家庭訪問し、育児や産婦の健康について相談を受けます。</p>	
20	妊産婦・乳幼児健康相談	①妊産婦 ②乳幼児と保護者	<p>妊娠期から乳幼児期のお子さんの健康相談、栄養相談を実施しています。お気軽に御利用ください。</p> <p>随時、発達・育児に関する個別相談を受けています。電話相談にも対応しています。</p>	保健福祉課 健康推進係 子育て世代包括支援センター 32-2554



	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
21	乳幼児教室 ①ふれあい教室 ②モグモグ教室 ③2歳児すくすく教室 ④5歳児健やか教室・相談会	①2～3カ月児と保護者 ②7～8カ月児と保護者 ③2歳児と保護者 ④5歳児と保護者	乳幼児の発達状況の確認と、保護者の方の子育てに関する不安等の解消につなげるため、各種乳幼児教室を開催しています。 ①子育てフリートーキング、身体計測、赤ちゃんの足型取り、離乳食の準備についての話（試食）、産後ママのストレッチ ②子育てフリートーキング、身体計測、離乳食の正しい進め方（試食）、かむ機能の発達 ③子育てについての学習—親子遊び、う歯予防について、幼児の栄養や育児について個別相談 *対象児には個別に通知します。 ④5歳児の健康づくり—親子遊び・サーキット運動・歯科講話・栄養講話・発達・子育て・就学等に関する個別相談会—教室を開催しています。 *対象児には個別に通知します。	保健福祉課 健康推進係 32-2554
22	乳幼児健康診査 ①4カ月児健康診査 ②10カ月児健康診査 ③1歳6カ月児健康診査 ④3歳児健康診査	①4～5カ月児 ②10～11カ月児 ③1歳6カ月児～ 1歳7カ月児 ④3歳1カ月児～ 3歳3カ月児	身体計測・内科診察・発達に関する個別相談に加えて、各健診時に指定の健診を実施しています。 ①離乳食指導 ②離乳食指導、歯科指導 ③歯科診察、歯科指導 ④歯科診察、歯科指導、尿検査、視力検査	

## 6. 高齢者支援

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
1	見守り事業 (配食サービスに伴うもの)	65歳以上で下記の条件を満たす方 ・車の運転をしない方 ・一人暮らし及び高齢者世帯 ・同一敷地内に65歳未満の家族がいない方	1日1回、お弁当を配達する際に手渡しにて安否確認を行います。お弁当代は自己負担ですが、見守りにかかる300円を町が負担します。	保健福祉課 地域包括支援係 31-2510
2	認知症高齢者等見守り事業	認知症により徘徊のおそれのある町内に住所を有する高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請した方の情報を警察署、消防署に連絡します。</li> <li>・申請した方に衣服等に貼る「QRコードシール」をお配りします。行方不明になった際、発見者がスマートフォン等で「QRコードシール」を読み取ると、伝言板を介してご家族とやり取りができます。</li> <li>・行方不明になった際、希望に応じて協力事業所へFAX、みよたメール配信サービスで周知します。</li> </ul>	
3	緊急通報サービス	おおむね65歳以上の一人暮らし及び高齢者世帯	<p>自宅電話に緊急通報装置を設置し、緊急時に対応します。また、日常の健康や生活相談業務も併せて行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用は1カ月500円です。</li> </ul>	
4	タクシー利用助成事業	70歳以上の御代田町に住所のある方	<p>1枚300円のタクシー利用助成券を購入いただき（6枚単位1,800円からの購入となります）、タクシー利用助成券1枚で1,000円分までタクシーを利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間48枚まで購入可能です。</li> <li>・タクシー代金が1,000円に満たなくてもおつりはできません。</li> <li>・一回の乗車で複数枚御利用いただけます。</li> </ul>	保健福祉課 介護高齢係 31-2512
5	生活管理指導短期宿泊事業 (ショートステイ)	65歳以上の一人暮らしで基本的な生活が困難な人、または介護者の不在により見守りが必要な人	<p>養護老人ホーム等で一時的に宿泊できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用は1泊1,200円程度です。</li> </ul>	

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
6	要援護高齢者住宅改良事業	低所得世帯（前年の所得税額の合計が8万円以下世帯）の要援護高齢者	住環境の改善を図るための費用を一部補助します。 ・介護保険対象工事を除き、補助額上限は63万円です。	保健福祉課 介護高齢係 31-2512
7	日常生活用具給付事業	低所得世帯で一人暮らしの高齢者	火災報知器設置、自動消火器、電磁調理器設置に対する給付を行います。	
8	車椅子の貸出	一時的に車椅子が必要になった方	短期間、無料で車椅子を貸し出します。	
9	要介護高齢者等紙おむつ等購入費助成事業	低所得世帯で在宅の重症心身障害者及び要介護3以上で65歳以上の方	紙おむつと尿取りパッドの購入費の一部を補助します。 ・1カ月の上限額 ・重度心身障害者及び要介護4・5：4,000円 ・要介護3：3,000円	
10	高齢者祝賀事業	88歳及び100歳の方	長寿をお祝いし、祝金を贈ります。 ・88歳：1万円、100歳：5万円	
11	家庭介護者慰労金給付事業	要介護3以上の高齢者をおおむね半年以上在宅で介護している家族	一年間のうちおおむね半年以上在宅で介護している家族に9万円の慰労金を贈ります。	
12	家庭介護者リフレッシュ事業	要介護3以上の高齢者をおおむね半年以上在宅で介護している家族	一年間のうちおおむね半年以上在宅で介護している家族に温泉無料券を贈ります。	

事業名		対象	事業概要	問い合わせ先
13	人間ドック補助事業	後期高齢者医療保険加入者	人間ドックを受診された後期高齢者医療保険加入者に対し、1年度につき1回補助を行います。（申請は、受診日の翌月の末日まで。ただし3月受診の場合は、3月末まで） ・日帰りドック 15,000円 ・1泊2日ドック 25,000円	
14	障害者控除対象者認定	障害者手帳を交付されていない要介護1以上の65歳以上の高齢者で、障害者手帳保持者に準ずる状態であると認められる方、もしくは扶養義務家族	本人若しくは扶養義務者について障害者控除が適用されます。	保健福祉課 介護高齢係 31-2512
15	高齢者生活応援券事業	毎年6月1日時点で65歳以上の町内に住所のある方	町内登録店舗で使用できる1万円分の高齢者生活応援券を贈ります。 利用期間は、7月1日～9月30日です。	
16	高齢者運転免許証自主返納促進事業	次の両方に該当する方 ①申請時に満70歳以上で町内に住所を有する方 ②令和3年4月1日以降に自主返納された方	【支援内容】 1人1回に限り、タクシー利用助成券(1,000円分)を24枚無償交付します。 【申請方法】 申請書に、自主返納時に運転免許センター等で交付された運転免許証取消通知書の写しを添付し、企画財政課企画係（役場2階13番窓口）まで御提出ください。申請書は窓口および町ホームページで取得できます。	

## 7. 障がい者支援

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
1	福祉医療費給付金制度	身障手帳4級以上 療育手帳B1以上 精神手帳所持者 精神障害年金受給者	対象者に対し、医療費を助成する制度です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口で自己負担した保険適用分の金額から1レセプトごとに500円を除いた額を助成します。</li> <li>それぞれの資格区分により所得制限があります。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係 32-6522
2	自立支援医療（更生医療） 自立支援医療（育成医療）	身体障がい者（児）の方	身体障害者手帳に記載されている障がいを除去・軽減する手術等の治療に対して、医療費の支給を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>自己負担は1割で、所得により月額上限額が設けられます。（児童の場合は、手帳がなくても申請ができる場合があります）</li> </ul>	
3	自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患を有する方	通院による精神医療を継続的に必要とする方に対し、通院医療費の支給を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>自己負担は1割で、所得により月額上限額が設けられます。</li> </ul>	
4	障がい者福祉タクシー利用助成事業	70歳未満の御代田町に住所があり、下記の手帳をお持ちの方 <ul style="list-style-type: none"> <li>身障手帳1～3級</li> <li>療育手帳A以上</li> <li>精神保健福祉手帳1級</li> </ul>	1枚300円でタクシー利用助成券を購入いただき（6枚単位1,800円からの購入となります）、タクシー利用助成券1枚で1,000円分までタクシーを利用できます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>年間48枚まで購入可能です。ただし、年度途中で対象者となった（新たに手帳を取得した、等級が変更になった）場合、対象となった月を含め1カ月4枚の計算で購入できます。また、70歳に達する月からは「タクシー利用助成事業」の対象となります。</li> <li>タクシー代金が1,000円に満たなくてもおつりはできません。</li> <li>利用しなかったタクシー利用助成券は払い戻します。</li> </ul>	
5	身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	肢体不自由者であって、手動クワ等改造した自動車を使用しなければ運転免許の取得が困難な者	身体障害者自動車運転免許取得費の助成を行うことにより、身体障害者の社会参加の促進を図ることを目的としています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>助成の金額は、免許の取得に要した費用に3分の2を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額とします。</li> <li>前年の住民税が非課税の世帯に属している必要があります。</li> </ul>	

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
6	信州パーキング・パーミット制度	障害者手帳をお持ちの方等（障害者手帳の等級によっては対象にならない場合があります）	公共施設や店舗等に設置されている障がい者等用駐車区間を適正にご利用いただくため、障がいのある方等に県内共通の「利用証」を交付します。	保健福祉課 福祉係 32-6522
7	有料道路通行料金割引制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳をお持ちの方</li> <li>療育手帳をお持ちの重度（第1種）の方</li> </ul>	<p>手帳に証明もしくはETCカードの登録をしていただくことで、50%以内の割引を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手帳内の「第1種」「第2種」の項目によって割引方法が違います。</li> </ul>	
8	NHK放送受信料減免制度	障害者手帳をお持ちの方等（所得等に応じた対応。非該当の可能性もあり）	<p>障害者手帳をお持ちの方等で所定の要件を満たすと、NHK放送受信料の「全額免除」「半額免除」が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全額免除：公的扶助受給者、社会福祉施設等入所者、または障害者手帳をお持ちの方がいる世帯（知的障がいの場合は児童相談所等で知的障がい者と判定された方がいる世帯）で、市町村民税非課税世帯。</li> <li>半額免除：障がいの方が世帯主かつ受信契約者で、「視覚・聴覚障がい者」もしくは「重度（身障手帳1・2級、重度判定を受けた知的障がい者、精神手帳1級）の障がい者」の方</li> </ul>	
9	心身障がい児（者）タイムケア事業	在宅の心身障がい児（者）	在宅の障がい児者の介護者が、一時的に家庭において介護できないときに、登録介護者が時間単位（年間上限300時間）で介護サービスを提供するものです。	
10	日中一時支援事業	町内に居住する在宅の身体・知的・精神障がい者（児）	<p>障がい者等の日中における活動の場を提供し、障がい者等を日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息を確保することを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、時間単位（年間上限500時間）で活動の場を提供し、見守り・訓練その他の支援を行います。</li> <li>本人又は配偶者（こどもの場合は扶養義務者）が住民税課税の方は1割の自己負担があります。</li> </ul>	
11	移動支援事業	町内に居住する在宅の身体・知的・精神障がい者（児）	<p>屋外での移動に困難がある障がい者（児）について、地域での自立生活及び社会参加の促進を図るため、外出の際の移動の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人又は配偶者（こどもの場合は扶養義務者）が住民税課税の方は1割の自己負担があります。</li> </ul>	

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
12	日常生活用具給付事業	身体・知的障がい者（児）並びに難病患者の方（障がいの程度、疾患の内容によっては対象にならない場合があります）	介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具の給付が必要と認められた場合に、その購入費用を支給します。 ・本人又は配偶者（こどもの場合は扶養義務者）が住民税課税の方は1割の自己負担があります。	保健福祉課 福祉係 32-6522
13	日常生活用具（ストマ用品）給付事業	ストーマ造設者高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	排泄管理支援用具を使用している方に対し、その購入費用を支給します。 ・上限額は蓄便袋月額9,116円、蓄尿袋月額11,978円、紙おむつ月額13,200円です。ただし、本人又は配偶者（こどもの場合は扶養義務者）が住民税課税の方は1割の自己負担があります。	
14	補装具費給付事業	身体障がい者（児）並びに難病患者の方	障がいのある方に対し、その障がいに対する補装具の給付又は修理が必要と認められた場合、その費用を補装具費として支給します。 ・本人又は配偶者（こどもの場合は扶養義務者）が住民税課税の方は1割の自己負担があります。	
15	障がい福祉サービス	身体・知的・精神障がい者（児）並びに難病患者の方	福祉施設や自宅で介護の支援（介護給付）を受けたり、福祉施設で就労訓練等の支援（訓練等給付）を受けたりすることができます。 ・本人又は配偶者の所得に応じて月額上限負担額が異なります。	
16	障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障がい児に、その負担の軽減を図ることを目的として支給されます。 ・手当額は月額15,690円が支給されます。 ・2月、5月、8月、11月の年4回に分けて3カ月分の合計額が支給されます。	
17	特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（20歳以上）	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい者に、その負担の軽減を図ることを目的として支給されます。 ・手当額は月額28,840円が支給されます。 ・2月、5月、8月、11月の年4回に分けて3カ月分の合計額が支給されます。	

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
18	特別児童扶養手当	20歳未満の障がいのあるこどもがいる世帯	<p>精神又は身体に障がいのある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級該当児童1人につき月額55,350円、2級該当児童1人につき月額36,860円を支給します（認定の際は所得制限、書類審査があります）。</li> <li>・4月・8月・12月（4月期は4月11日、8月期は8月10日、12月期は11月11日）の年3回、支払月の前月までの分が支払われます。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係 32-6522
19	重度心身障がい者家族介護慰労金	在宅で過ごす重度心身障がい者の介護者	<p>在宅において、重度心身障がい者の介護をしている者又は介護をしていた者に対して、その労をねぎらい、激励するために、慰労金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・180日以上在宅で介護していた介護者に90,000円支給します。</li> <li>・11月1日が基準日となり、前一年間で計算します。</li> </ul>	
20	障がい者等通院費等補助金交付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身障手帳1級の腎臓機能障がいを有し、血液透析療法を受けている</li> <li>・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受け、指定医療機関へ通院している</li> <li>・障がい福祉サービス事業所等へ通所している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付額は通院（通所）費の1/2の金額です。ただし1カ月につき1万円を限度とします。</li> <li>・町外の医療機関、事業所等へ通院（通所）している方のみ対象となります。</li> </ul>	
21	身体障がい者用自動車改造費助成事業	御代田町に住所があり、自らが所有し、運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる身体障がい者	<p>身体障がい者用自動車改造費の助成を行うことにより、身体障がい者の社会参加の促進を図ることを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成の金額は自動車の改造に直接要した費用で、10万円を限度とします。</li> <li>・所得制限があります。</li> </ul>	
22	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	18歳未満の軽度・中等度難聴児	<p>軽度・中等度難聴児用補聴器の購入等に係る費用を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限があります。</li> </ul>	



	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
23	要介護高齢者等住宅改良事業	身障手帳1～3級に該当し、日常生活において常時介護を要する65歳未満の者または、身障手帳4～6級所持者については、独居者又は常時介護する者がいない者（前年の所得税額合算額が8万円以下の世帯）	町内に住所を有する在宅の重度身体障害者の日常生活の利便を図ることを目的としています。 ・対象経費の上限は70万円とし、補助金の交付額は対象経費の9/10の金額です。	保健福祉課 福祉係 32-6522
24	コミュニケーション支援事業	手話・要約筆記を必要とする聴覚障がい者	聴覚障がい者の方が、社会参加していくために必要な手話通訳者等を派遣する制度です。 ・原則として派遣が必要となる日の7日前に窓口またはFAXにて申請をしていただきます（緊急の場合は例外として対応いたします）。 ・担当課で手話通訳者等に派遣を依頼し、当日の社会参加の際、通訳をしていただきます。	
25	要介護高齢者等紙おむつ等購入費助成事業	身障手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神手帳1級所持者 （町民税非課税世帯）	紙おむつと尿取りパッドの購入費の一部を補助します。 ・1カ月の上限額 4,000円	保健福祉課 介護高齢係 31-2512
26	精神保健事業 ①憩いの家 ②自殺対策事業	①精神疾患等により自宅に引きこもりがちな方 ②全ての方	①就労施設と自宅の中間施設として日中の居場所となる「憩いの家」を週3回開催しています。 ②講演会の開催や広報等で啓発を行っています。	保健福祉課 健康推進係 32-2554

## 8. 文化・スポーツ

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
1	エコールみよた貸館事業	全ての方	<p>あつもりホール（322席）、大・中・小会議室、和室、楽器練習室、控室、楽屋、調理室等施設の貸館を行います。</p> <p>【開館時間】午前9時から午後10時（平日、土日、祝祭日）            ※施設予約は火曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで</p> <p>【休館日】毎週月曜日（祝祭日の場合は開館）            年末年始休館についてはお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用施設、利用者（町内外者）により料金が異なります。</li> <li>・減免制度があります（ただし、一部適用除外も有り）。</li> <li>・1時間単位から、御利用いただけます。</li> </ul>	教育委員会内 生涯学習係 32-2770
2	図書館事業（図書の貸出し等）	全ての方	<p>【開館時間】            平日：午前10時から午後6時30分            土日、祝祭日：午前10時から午後5時</p> <p>【休館日】            毎週月曜日、毎月最終木曜日（館内整理日）、毎年6月中の10日以内（蔵書点検）、12月28日～翌年1月5日まで</p> <p>【図書の貸出】            図書の貸出サービスを受けるには利用者登録が必要です。            貸出可能冊数・・・1人10冊まで            貸出可能期間・・・2週間以内</p> <p>【視聴覚資料の視聴】            利用者登録をしている人は、図書館が所蔵しているビデオやDVD、CDを館内の視聴覚ブースで視聴できます。</p>	御代田町立図書館 32-0800
3	体育施設貸出事業	全ての方	<p>町内各所の体育施設が利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用施設、利用者（町内外者）により料金が異なります。</li> <li>・町の体育施設は、社会体育施設（12施設）、学校体育施設（6施設）があります。</li> </ul> <p>【社会体育施設】            B&amp;G海洋センター体育館、町営グラウンド、ヘルスパイオニアセンター、弓道場、テニスコート、雪窓公園球場、屋内ゲートボール場、町民芝生広場、やまゆり体育館、やまゆり公園つどい広場、やまゆり公園マレットゴルフ場、やまゆり公園グラウンドゴルフ場</p> <p>【学校体育施設】            北小学校、南小学校、中学校の校庭及び体育館            （学校体育施設について町外者は利用できません。）</p>	教育委員会 社会体育係 32-6114

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
4	浅間縄文ミュージアム	全ての方	<p>浅間山と御代田町の縄文時代をテーマにした博物館です。国重要文化財の「焼町土器」や長野県宝「顔面装飾釣手土器」(通称あくびちゃん)などを展示・公開しています。また、さまざまな企画展も開催しています。</p> <p>【開館時間】午前9時30分から午後5時まで(最終入館は午後4時30分)</p> <p>【休館日】毎週月曜日、祝日の翌日、毎月最終木曜日、年末年始</p> <p>【町民特別料金】大人200円(有料企画展開催時250円)、子ども無料</p> <p>【体験】勾玉づくり(400円～)、縄文ビーズ(700円)、火起おこし(無料)、弓矢(無料)</p>	教育委員会 博物館係 32-8922
5	語りあいのまちづくり講座	全ての方	<p>町政全般にわたる各分野(メニュー数45)について、担当者が直接出向き、日ごろ行っている業務を説明します。事前に申し込みが必要です。ご相談ください。</p>	教育委員会内 生涯学習係 32-2770
6	公民館事業	全ての方	<p>公民館グループ、社会教育団体(登録27団体)、それぞれが独自に生涯学習活動を展開しています。</p> <p>日本語教室、料理教室、こども自然探検隊、少年少女合唱団つばさ、なんでも体験隊、こども生け花教室など、諸事業を実施しています。</p>	

## 9. 農業

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
1	有孔ポリ管原材料支給	農業者等	転作推進のため、1申請当たりおおむね160m以内の有孔ポリ管と連結具の原材料を支給します。	産業経済課 農政係 32-3113
2	農家経営支援特別資金融資利子補給	農業者等	農産物価格不安定により収入減少の著しい農業者に対し、農業生産等の立て直しに必要な資金を佐久浅間農業協同組合が低利融資をした場合、町が利子補給金を交付します。 ・利子補給率：0.75%以内	
3	耕作放棄地解消補助金	農業者等	農業振興地域内農用地で、耕作放棄により荒廃した農地を耕作地に戻すための事業を支援します。 ・必要事業費の1/2補助	
4	そば種子の無料頒布事業	農業者（そば生産者） ※原則、無料頒布を受けた年から起算して3年を経過していない方は対象外です。	町内の農地でそばを生産する方を対象に種子を無償で頒布します。ただし、無料頒布された年から起算して3年間は、無料頒布を受けることはできません。申込み方法等の詳細については、みやた広報やまゆり4月号をご覧ください。 ・品種 「しなの1号」 ・頒布量 10a当たり6kg ・頒布時期 7月中旬頃	
5	そば刈取り事業	農業者（そば生産者）	御代田町農業機械維持管理業務・運営業務委託契約を締結している町内の団体に、そばの刈取りを依頼した場合、刈取り料金の一部を町が負担する事業で、刈取り面積10a当たりの料金1万円のうち、3千円を町が補助します。	
6	そば生産者補助事業	町内の農地で生産した玄そばを町長が定める事業所に出荷した方。	町内のそば生産者が等級検査を受け、町の指定する事業所に出荷した場合、玄そばの出荷量に応じ、販売価格1kg当たりに補助金を上乗せする事業です。玄そば販売量1kg当たり200円以内で補助します。	

	事業名	対象	事業概要	問い合わせ先
7	農地利用促進事業補助金	認定農業者 認定新規就農者	利用権設定等申出書により新規に農地を借りた認定農業者等に対し、集積面積、賃貸借期間に応じて支援します。 【貸借期間】 3～5年 4,000円/10a 6～9年 6,000円/10a 10年以上 8,000円/10a	産業経済課 農政係 32-3113
8	【国・県事業】 新規就農者育成総合対策事業 (経営開始資金)	認定新規就農者 ※(就農時49歳以下)	経営開始直後の新規就農者に対して年間最大150万円の給付金を最長3年間給付します。 ※前年度の世帯所得が原則600万円未満の方が対象	
9	【国・県事業】 担い手確保・経営強化支援事業	認定新規就農者 認定農業者 集落営農組織 ※人・農地プランに位置づけられていること	農地中間管理機構を活用している(活用することが確実)地区において、売上高の拡大や経営コストの縮減など意欲的に取り組む地域の担い手が、融資を活用して農業用機械、施設を導入する際、融資残について事業費の1/2(法人3,000万円、法人以外1,500万円以内)を助成します。	
10	有害鳥獣防除用施設設置事業費補助金	自己所有地または借受地において、農業を営む個人及び農業者団体並びに町長が適当と認めた方。	有害鳥獣による農作物への食害等を防止するため、耕作地の周囲を防護柵や電気柵で囲み、有害鳥獣の進入を防止するための費用について予算の範囲内で補助します。補助対象経費は資材購入費の1/2以内とし、補助金の額は1件当たり10万円を限度とします。 設置後の申請は受理できませんので、事業実施前に申請してください。	産業経済課 耕地林務係 32-3113
11	御代田町狩猟免許取得補助金	御代田町猟友会に入会し、有害鳥獣駆除対策事業に従事できる方	有害鳥獣による農作物等の被害防止対策及び御代田町猟友会の会員確保とその活動の支援を目的として、新規に網・わな・第1種銃猟・第2種銃猟免許の取得に要した経費を補助します。 ・補助率1/2 上限額6,000円 ・対象経費：試験手数料、講習会受講料及びテキスト代、診断書手数料	